

# わんわん保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)

提出日：平成 年 月 日

名前 \_\_\_\_\_ 男・女 平成 年 月 日生 ( 歳 ヶ月 ) \_\_\_\_\_ 組

この生活管理指導表は保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限り作成するものです。

病型・治療		保育所での生活上の留意点		★保護者 保護者名(続柄): _____ _____ ( ) 電話: _____ ① _____ (携帯・職場・その他) ② _____ (携帯・職場・その他) ★連絡医療機関 医療機関名: _____ 電話: _____ 記載日 平成 年 月 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ アレルギー対応の 開始・継続・終了
<b>A. 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)</b> 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他( 新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他: _____ )		<b>A. 給食・離乳食</b> 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定		
<b>B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</b> 1. 食物 (原因: _____ ) 2. その他( 医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・ _____ )		<b>B. アレルギー用調整粉乳</b> 1. 不要 2. 必要 使用するミルクに○、又は( )内に記入 ミルフィー・ニューMA-1・MA-mi ・ペプチダイエット・エレメンタルフォーミュラ ・その他( _____ )		
<b>C. 原因食物・除去根拠</b> 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載してください 1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳・乳製品 《 》 3. 小麦 《 》 4. ソバ 《 》 5. ピーナッツ 《 》 6. 大豆 《 》 7. ゴマ 《 》 ※ 青字 の食品は当園では使用していません。 8. ナッツ類* 《 》 (すべて・クルミ・アーモンド・ _____ ) 9. 甲殻類* 《 》 (すべて・エビ・カニ・ _____ ) 10. 軟体類・貝類* 《 》 (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・ _____ ) 11. 魚卵* 《 》 (すべて・イクラ・タラコ・ _____ ) 12. 魚類* 《 》 (すべて・サバ・サケ・サワラ・ツナ缶・鰹節・ _____ ) 13. 肉類* 《 》 (鶏肉・牛肉・豚肉・ _____ ) 14. 野菜類* 《 》 (トマト・キュウリ・ジャガイモ・ _____ ) 15. 果物類* 《 》 (バナナ・リンゴ・キウイ・パイナップル・スイカ・ _____ ) 16. 穀類* 《 》 (うるち米・もち米・とうもろこし粉・じゃがいも粉・大麦・ _____ ) 17. その他 《 》 ( _____ ) 「*類は( )の中の該当する項目に○をするか具体的に記載してください」		<b>C. 食物・食材を扱う活動</b> 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定		
<b>D. 緊急時に備えた処方薬</b> 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬・ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®0.15mg」 3. その他 ( _____ ) 4. 管理薬 ( _____ )		<b>D. 除去食品で摂取不可能なもの</b> 病型・治療のCで除去の際に摂取不可能なものに○ 1. 鶏卵 … 卵殻カルシウム 2. 牛乳・乳製品 … 乳糖 3. 小麦 … 醤油・酢 6. 大豆 … 大豆油・醤油・味噌 7. ゴマ … ごま油 10. 貝類 … エキス 12. 魚類 … 鰹だし・いりこだし 13. 肉類 … エキス 16. 穀類 … 麦茶 ※ 特にコンタミネーションまで考慮すべき食品 ( _____ )		
<b>E. その他の配慮・管理事項</b>				

厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」より引用 一部改正

● 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所職員全体及び囑託医、地域の消防署で共有することに同意します。

平成 年 月 日 保護者署名: \_\_\_\_\_